

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 57 号	三田市の都市計画に関する基本的な方針の改定について
都市計画課	三田市の都市計画に関する基本的な方針を改定するに当たり、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

三田市の都市計画に関する基本的な方針

(1) 位置付け 都市計画に関する基本的な方針は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、市総合計画や兵庫県都市計画区域マスタープランに即して決定される法定計画である。

平成 24 年 10 月に策定された「第 4 次三田市総合計画」では、将来都市像である「人・まち・自然が輝く三田」を実現するため、いくつかの「将来イメージ」を設定した上で実現に向けた各種取組みを進める方針になっている。

この方針では、これらの都市のイメージを都市計画の視点から推進し、実現していくための方針を示している。

(2) 計画期間 平成 36 年まで

(3) 基本的な方針

- ① 都市機能の立地適正化 鉄道駅に近接する土地の合理的利用を一層進め、商業、医療、福祉、子育て支援などの生活支援・サービス機能の立地誘導を図るとともに、鉄道駅から徒歩圏への居住を誘導する。
- ② 地域交通ネットワークの充実 人口密度の低い市街地や遠郊外では日常生活サービスの徒歩圏での充足は難しい。このため、合理的な地域交通ネットワークを形成し、拠点となるエリアへのアクセスを確保する。
- ③ 都市防災力の強化 人口・世帯数の減少に伴う宅地ニーズの低下を好機と捉え、老朽空家の除など密集市街地の改善など防災力の強化を図る。また、効率的な行財政運営等のため、既存インフラの計画的な更新や維持管理等を進める。
- ④ まちの魅力の向上 人口減少の過程で地域の活力を失わせないために、地域独自の歴史文化等に根ざした景観や農産物などの地域資源の活用、人口密度の維持などにより、地域の魅力や価値、市街地の多様性を高める。